

第66回定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
場所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦3」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

- 第66回定時株主総会招集ご通知…… P. 2
- 事業報告 …………… P. 4
- 連結計算書類 …………… P. 24
- 計算書類 …………… P. 27
- 監査報告 …………… P. 30
- 株主総会参考書類 …………… P. 35

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当企業グループの第66回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

本事業年度（2021年度）の業績は、依然としてコロナ禍の中、世界中での原材料、部材不足の影響もありましたが、各事業共に順調な推移を見せました。結果として、過去最高の売上、営業利益で年度を終える事ができました。

次期の事業年度（2022年度）ですが、足元でウクライナ、ロシアの紛争、また中国においては上海でのロックダウンが長期化するなどネガティブな話題がいくつか出てきております。併せて、全世界的なインフレ懸念と円安の影響があり、先がより見通しづらい状況になっております。さらには、各日系セットメーカーにおいて、部材調達力の弱体化と必要な部材変更などの対応不足に起因した生産遅れのため、日系セットメーカーのシェアが、少しずつ中国系など海外メーカーに奪われているのではないかと危惧をしているところです。

今後の当企業グループの方向性は、変わらず『真のグローバル企業化』を目指し進んでまいります。現状、当企業グループの売上高の大半は、日系企業に偏っている状況ではありますが、現地企業を中心に事業を展開する米国、欧州、韓国などと同様に、他の国においても、向こう3年の間には海外現地企業との取引を拡大し、現地顧客向け販売比率を向上させることにチャレンジをしていきたいと考えております。また、事業分野についても、今まではセンサを必要としなかった事業分野を積極的に開拓し、その分野でのリーディングポジションを獲得し、より存在感のあるメーカーになって行くことに邁進をする所存です。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 石塚 大助

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都墨田区錦糸一丁目7番7号
S E M I T E C 株 式 会 社
代表取締役社長 石 塚 大 助

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦3」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1) 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査等委員である取締役に対する特別功労金贈呈の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、座席間隔確保のため、通常よりご用意できる席数が少なくなっております。そのため、当日ご来場いただいても、入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大状況や、政府等の発表内容などにより、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.semitec.co.jp>) よりの発信情報をご確認くださいませよう、あわせてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様には、マスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。)
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用にて対応をさせていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の注記」及び「計算書類の注記」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.semitec.co.jp>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした内容の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和される中、全体的に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、原材料の価格高騰、半導体不足、サプライチェーンの混乱が継続しており、当第4四半期におけるロシアのウクライナ侵攻、中国のゼロコロナ政策による主要都市ロックダウンなどによって、先行き不透明感が増しております。

この状況下、当企業グループの業績は、世界的な半導体不足の中、旺盛な需要により、HEV・EV車を主体とする自動車関連の販売は大きく増加いたしました。また、産業機器（その他含む）関連の販売についても、半導体不足の影響がありましたが、好調に推移し、家電・住設機器関連やOA機器関連においても、中国・東南アジアを中心に、前連結会計年度に比べ増加となりました。なお、医療関連につきましては、血糖値測定器向けセンサの販売は継続的に増加しておりますが、前連結会計年度における体温計向けの特需が一服し、平時の需要状況であったことにより、前連結会計年度を下回りました。利益面については、前連結会計年度における、体温計向け特需販売がやや高利益であったこと、中国での社会保険料の減免措置が、前年（2021年）12月末で解除されており、当連結会計年度では、その恩恵はありませんでした。また、一部の原材料及び部材が入手困難な状況により、通常ルート外の仕入先より入手したことで、一部製品のコストアップとなりました。このような要因により、前連結会計年度に比べ、利益率は低下いたしました。売上高全体の増加により、売上総利益は前連結会計年度を上回りました。また、営業利益は、販売費及び一般管理費の人的費、研究開発費及び運搬費等の費用は増加いたしました。前連結会計年度を上回りました。経常利益では、当連結会計年度末にかけて、急激に円安へ動いたことで、多額の為替差益を計上しました。

この結果、前連結会計年度を大きく上回って着地し、過去最高を更新することができました。

この結果、当連結会計年度の売上高は21,072百万円（前期比17.9%増）、営業利益は3,247百万円（前期比16.9%増）、経常利益は3,479百万円（前期比26.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,699百万円（前期比40.2%増）でありました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

（日本）

自動車関連の売上高は堅調で、産業機器関連、家電・住設機器関連の売上高も増加いたしました。利益面では、収益性の高い産業機器関連の売上高が貢献したほか、医療関連の内部取引及びフィリピン子会社向けの素子支給が増加した結果、売上高6,301百万円（前期比22.9%増）、セグメント利益415百万円（前期はセグメント損失83百万円）となりました。

（中国）

前連結会計年度の体温計特需販売が落ち着いたことで、医療関連の売上高は減少いたしました。自動車、産業機器関連及び家電関連の売上高が増加したことで、前連結会計年度を上回りました。しかしながら利益面では、やや高利益であった体温計特需販売の減少、社会保険料の減免恩恵が得られなかったことや原材料及び部材の高騰影響を受け、前連結会計年度に比べ下回った結果、売上高7,613百万円（前期比13.4%増）、セグメント利益1,225百万円（前期比25.9%減）となりました。

（その他アジア）

自動車関連を中心に、家電関連及びOA機器関連の売上高は増加し、前連結会計年度を上回りました。利益面では、当第2四半期会計期間において、ベトナム工場がロックダウンに伴い生産稼働停止する事態があり、当第3四半期会計期間で稼働再開となったものの、工員、原材料等の再手配で、ロックダウン前の状況に回復することが遅れました。しかしながら、他の拠点のバックアップもあり、前連結会計年度を上回ることができました。

この結果、売上高4,703百万円（前期比19.0%増）、セグメント利益962百万円（前期比48.4%増）となりました。

(北米)

医療関連（血糖値測定器向け）の売上高は増加し、自動車関連の売上高も新規採用により増加いたしました。

この結果、売上高2,454百万円（前期比18.0%増）、セグメント利益685百万円（前期比16.1%増）となりました。

地域区分	第 65 期 (2021年3月期) (前連結会計年度)		第 66 期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
日本	5,126	28.7	6,301	29.9	1,174	22.9
中国	6,713	37.6	7,613	36.1	900	13.4
その他アジア	3,951	22.1	4,703	22.3	751	19.0
北米	2,079	11.6	2,454	11.7	374	18.0
合計	17,870	100.0	21,072	100.0	3,201	17.9

(注) 上記の日本（地域区分）には、主に欧州地域等へ向けた売上高が含まれており、第65期売上高 714百万円、第66期売上高 896百万円であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,346百万円であります。

その主なものは、製造会社における生産設備の新規取得及び更新と建物の改修によるものであります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 (2019年3月期)	第 64 期 (2020年3月期)	第 65 期 (2021年3月期)	第 66 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	15,266	14,890	17,870	21,072
経常利益 (百万円)	1,474	1,127	2,751	3,479
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	968	663	1,925	2,699
1株当たり当期純利益 (円)	341.36	233.78	677.57	949.57
総資産 (百万円)	15,548	16,951	19,882	23,720
純資産 (百万円)	9,021	9,189	11,757	15,592
1株当たり純資産額 (円)	3,180.42	3,239.84	4,136.37	5,485.72

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
SEMITEC USA CORP.	千米ドル 120	100.0	センサ等の販売
SEMITEC (HONG KONG) CO., LTD	千香港ドル 56,000	100.0	センサ等の販売
SEMITEC TAIWAN CORP.	千N Tドル 6,000	100.0	センサ等の販売
SEMITEC KOREA CO., LTD	千ウォン 5,360,000	100.0	センサ等の製造及び販売
江蘇興順電子有限公司	千米ドル 5,000	100.0 (2.8)	センサ素子等の製造及び販売
SEMITEC ELECTRONICS PHILIPPINES INC.	千比ペソ 605,113	100.0	センサ素子等の製造及び販売
石塚国際貿易（上海）有限公司	千米ドル 4,200	100.0	センサ等の販売
石塚感応電子（韶関）有限公司	千米ドル 1,600	100.0 (100.0)	センサアッセンブル等の製造
Thai Semitec Co., Ltd	千タイバーツ 62,700	100.0	センサ等の販売
石塚感応電子（深圳）有限公司	千米ドル 6,000	100.0 (100.0)	センサアッセンブル等の 製造及び販売
SEMITEC Europe GmbH	千ユーロ 50	100.0	センサ等の販売
SEMITEC ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD.	千米ドル 1,700	100.0	センサアッセンブル等の 製造及び販売
SEMITEC ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	千インドルピー 30,000	100.0 (100.0)	センサアッセンブル等の 製造及び販売

(注) 「当社の議決権比率」欄の（内書）は間接所有の割合であります。

(4) 対処すべき課題

当企業グループは、売上高・利益の継続的な伸びを目指すために、既存市場の維持拡大や新たな市場への参入が不可欠と考えております。そのため、継続的に医療機器・自動車関連の販売力強化、次世代製品への積極的な研究開発投資、生産拠点の再編や工程改善・生産設備の自動化等による生産コスト改善を行ってまいります。

中長期的なビジョンとして、世界中で生まれるセンサニーズを拾い上げ、開発・供給し続ける企業（「真のグローバル企業」）を目指していきます。また、世界中の困りごとを解決できるセンサを作り出し、自社の存在価値を高め続け、社会貢献につなげたいと考えております。その中で、「各国独自ニーズにあったセンシングの追求」・「世の中になかったセンサの開発」をテーマとして、取り組んでまいります。また、顧客の困り事を根本から解決することができる「コト売り」ビジネスにも挑戦してまいります。

具体的には下記を推進してまいります。

- ・産学連携等による開発力の強化及び海外の技術開発拠点拡大
- ・海外拠点責任者における現地国籍者の登用
- ・ベンチャースピリッツへの意識改革

なお、日本を中心とする機能別の役割は、以下のとおりであります。

- ① 研究開発機能
新規の技術開発に特化した人材育成を強化し、従来の発想・思想に囚われない未来志向型の技術開発への進化に努める。
- ② 販売機能
各国多種多様なニーズの情報収集を強化し、その国でビジネスを成立させるため、販売拠点一丸でサポートに努める。
- ③ 生産機能
消費地生産及び適地生産について、模索・検討を行い、常に生産性の向上に努め、生産技術と連携し、より良い製造工法・自動機の追求に努める。
- ④ 品質保証機能
全生産拠点における統一の品質保証レベルを確立し、各拠点で完結できる体制づくりに努める。
- ⑤ 管理機能
各拠点の管理者及びそれぞれの拠点で必要とされる人材の育成サポートに努める。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当企業グループは、当社及び連結子会社13社で構成されており、温度センサをはじめとする各種センサ等の製造、販売を主な事業としております。主に当社、SEMITEC ELECTRONICS PHILIPPINES INC. 及び江蘇興順電子有限公司で生産したセンサ素子を各生産拠点へ供給し、各生産拠点でアッセンブルしたセンサを当社含む販売拠点より国内外へ販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都 墨田区
西日本営業所	大阪府 大阪市 淀川区
名古屋出張所	愛知県 名古屋市 名東区
千葉工場	千葉県 千葉市 花見川区

② 子会社

会社名	所在地
(生産・販売拠点)	
石塚感応電子(深圳)有限公司	中国 広東省
SEMITEC KOREA CO.,LTD	韓国
江蘇興順電子有限公司	中国 江蘇省
SEMITEC ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム
SEMITEC ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	インド
(販売拠点)	
SEMITEC USA CORP.	米国
SEMITEC(HONG KONG)CO.,LTD	香港
SEMITEC TAIWAN CORP.	台湾
石塚国際貿易(上海)有限公司	中国 上海市
Thai Semitec Co.,Ltd	タイ
SEMITEC Europe GmbH	ドイツ
(生産拠点)	
SEMITEC ELECTRONICS PHILIPPINES INC.	フィリピン
石塚感応電子(韶関)有限公司	中国 広東省

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
日本	207 (94)	+6 (△2)
中国	1,454 (—)	+79 (—)
その他アジア	2,194 (—)	+68 (—)
北米	7 (—)	— (—)
合計	3,862 (94)	+153 (△2)

- (注) 1. 従業員数は、当企業グループから当企業グループ外への出向者を除き、当企業グループ外から当企業グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。
臨時従業員には、契約社員・パート・アルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 臨時従業員の人数の算出方法は、臨時従業員の総労働時間を正社員の1日の所定労働時間(8時間)で除して算出(小数点以下、四捨五入)しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
207 (94)	+6 (△2)	41.4歳	13.7年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数で算出しております。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。
臨時従業員には、契約社員・パート・アルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 臨時従業員の人数の算出方法は、臨時従業員の総労働時間を正社員の1日の所定労働時間(8時間)で除して算出(小数点以下、四捨五入)しております。
4. 平均年齢、平均勤続年数は、臨時従業員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,283百万円
株式会社みずほ銀行	620百万円
株式会社三井住友銀行	498百万円
株式会社りそな銀行	210百万円
株式会社千葉銀行	196百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,890,000 株
- (2) 発行済の株式総数 2,842,900 株 (うち自己株式 459株)
- (3) 株主数 1,533 名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
石塚興産株式会社	706,800	24.86
石塚二郎	307,300	10.81
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	239,000	8.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	173,200	6.09
石塚大助	160,250	5.63
SEMITEC従業員持株会	153,165	5.38
石塚みどり	84,750	2.98
岩崎泰次	46,900	1.65
JPMORGANCHASE BANK 380621	41,100	1.44
BBH(LUX)FORFID ELITYFUNDS-JAPA NAGGRESSIVE	27,400	0.96

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年 3月 31日 現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石 塚 二 朗	
代表取締役社長	石 塚 大 助	
常 務 取 締 役	石 塚 淳 也	生産領域責任者 兼 生産技術本部管掌 兼 品質保証本部管掌
取 締 役	申 莊 淳	韓国事業本部管掌
取 締 役	高 橋 克 司	南アジア事業本部長
取 締 役	豊 井 義 次	欧米営業本部長 兼 管理本部管掌
取 締 役	李 旭	中国事業本部長
取 締 役	十 文 字 裕 司	ワールドテクノロジーセンター長
取 締 役	柳 田 健 充	営業統括本部長
取締役(監査等委員・常勤)	福 英 晴	
取締役(監査等委員)	中 野 眞 一	公認会計士中野眞一事務所代表
取締役(監査等委員)	佐 瀬 正 俊	アルファパートナーズ法律事務所 マネジメントパートナー
取締役(監査等委員)	大 谷 浩 美	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)中野眞一氏及び佐瀬正俊氏並びに大谷浩美氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)中野眞一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)佐瀬正俊氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)大谷浩美氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 2021年4月1日付で、石塚淳也氏は取締役から常務取締役に就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役(監査等委員)中野眞一氏及び佐瀬正俊氏並びに大谷浩美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、福英晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた額と会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険により被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について役員報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ア. 基本報酬（固定額の金銭報酬）に関する、取締役の個人別報酬等の額または算定方法の決定方針
月例の固定報酬として、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案し、役位に応じて決定するものとする。なお、役位は、「代表取締役会長」・「代表取締役社長」・「常務取締役」・「取締役」である。
- イ. 取締役の個人別報酬等のうち、業績連動報酬等に関わる業績指標の内容及び金額（算定方法）の決定方針
中期目標計画の連結営業利益を基準に、当事業年度実績又は、見込連結営業利益及び各個人の役割功績を勘案・算定して決定するものとする。
- ウ. 取締役の個人別報酬等のうち、非金銭報酬等について、その内容及び金額（算定方法）の決定方針
該当事項はありません。
- エ. 取締役の個人別報酬等の、基本報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定方針
業績連動報酬が「イ」のとおり、業績及び個人の功績を勘案し決定していることにより、基本報酬と業績連動報酬の割合をあらかじめ固定することなく、経済的観点から逸脱しないことを留意の上、流動的に運用することとする。
- オ. 取締役の報酬等の支給時期・条件の決定方針
基本報酬：毎月所定の支給日に、定額を支給する。
業績連動報酬：期末決算確定日以後、概ね1ヶ月以内に支給する。
- カ. 取締役の個人別報酬等の内容の決定について、取締役やその他の第三者に委任することに関する事項
該当事項はありません。
- キ. 上記ア～カまでに掲げる事項の他、取締役の個人別報酬等の内容決定に関する重要な事項
該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	271,774	167,674	104,099	—	9
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	28,500 (15,900)	24,300 (13,500)	4,200 (2,400)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	300,274 (15,900)	191,974 (13,500)	108,299 (2,400)	— (—)	13 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、業績向上に対する意識を高めるため、中期目標計画の連結営業利益とし、その当事業年度実績は32.4億円であります。当社の業績連動報酬は、当事業年度実績又は、見込連結営業利益及び各個人の役割功績を勘案・算定し決定されます。
3. 非金銭報酬等について、該当事項はありません。
4. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第59回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額500百万円を上限（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円を上限と決議いただいております。
- なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は9名、取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役3名）です。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）中野眞一氏は、公認会計士中野眞一事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）佐瀬正俊氏は、アルファパートナーズ法律事務所のマネジメントパートナーであります。同法律事務所の同氏以外の弁護士と当社の間において、法律顧問業務等の委託取引があり、弁護士報酬は、他の法律事務所の弁護士と同様の条件で決定しております。
- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	中野眞一	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、内部統制監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐瀬正俊	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、内部統制監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	大谷浩美	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査等委員会18回のうち15回に出席いたしました。主に長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、経営の監督と経営全般への助言等を行っております。また、監査等委員会において、内部統制監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において業務の適正を確保するための体制について決議した概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の全ての役員は、社会規範・倫理そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和をはかる。この実践のため、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」に従い、率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透をはかり、横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 当社は取締役の職務執行を監査する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存する。
- ② その取扱いについては「文書保存規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「経営危機管理規程」に基づき、あらゆるリスクに備えた損失の未然防止と、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応をはかる。
- ② 事故発生時には、重要性により代表取締役社長または所轄役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等、専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速な危機の解決並びに回避をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会にて重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- ② これらに基づき、法律や社内規程などの遵守にとどまらず、役員及び使用人が全て同じ倫理観・価値観を共有し、広く社会に貢献する企業となり、当社の企業価値の向上をはかる。
- ③ 法令を遵守する経営の透明性とコンプライアンスの強化に向けて、社長を委員長とし、顧問弁護士を委員に含むグループ倫理委員会を設置し、より高い倫理観に基づいた事業活動を行うよう指導する。また、これらの活動は定期的にグループ倫理委員会に報告されるものとする。
- ④ 内部監査室は各部門の業務活動が法令、及び会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを内部監査し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行う。
- ⑤ 「内部通報規程」に基づき、使用人等からの組織的または個人的な法令違反等に関する相談または通報に対し、適正な処理を行う仕組みを構築する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務適正を確保するため、当社は「関係会社管理規程」に基づいて当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
- ② グループ会社の経営状態を把握するため、各グループ会社を管理する所管部門から、月次決算書を始め経営上の重要な情報を提出させ、経営会議等を通じて、関係役員、社長に回覧する。
- ③ グループ会社の内部監査は、当社の内部監査室が定期的に実施する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会に関する庶務事項については監査等委員会の要請に基づいて、内部監査室がこれを担当する。監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、補助すべき使用人に関する体制を整備するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事項が発生する可能性、もしくは発生した場合は、その事実があればその都度報告する体制を構築する。
- ② 監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して上記内容の報告を求めることができることとする。
- ③ 「内部通報規程」により管理本部に通報された事項に関し、監査等委員会を知るべき内容であれば監査等委員会に情報が提供される体制を整える。
- ④ 監査等委員会へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は各部門の監査調書を社長及び関係取締役に提出し、監査結果を報告する。また、監査等委員会は定期的に社長と監査内容について話し合い、意見交換を行うこととする。
- ② 社内の重要稟議書は決裁後監査等委員会がいつでも閲覧でき、問題点があれば関係者に監査等委員会意見として指摘がなされ、監査等委員会意見が実行される仕組みとなっており、監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ③ 監査等委員会は会計監査人及び内部監査室とそれぞれ期初に監査方針、監査計画等を打ち合わせるなど、定期的な会合を含み緊密な連携を図ることで監査の実効を高めることとする。
- ④ 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、年間スケジュールに従って各部門の業務内容を監査し、監査結果は必要に応じて監査等委員会に報告されることとする。
- ⑤ 当社は、監査等委員がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

【当該体制の運用状況の概要】

当該事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

1. 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。
2. 監査等委員会を18回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
3. 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査室が内部統制評価を実施し、会計監査人とも連携して監査いたしました。
4. 経営会議を12回開催し、連結ベースでの経営状況の進捗管理を当社グループ全体で行い共有するとともに、各子会社及び各本部の重要事項の審議並びに重要な職務執行の報告を受け、その確認を行いました。
5. 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティに関するマネジメント体制及びその運用状況を確認いたしました。
6. 倫理委員会を開催し、情報・意見交換を行いました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また配当の決定機関は、取締役会であります。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開のための設備資金及び研究開発費用等に投入していくこととしております。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度における配当につきましては、1株あたり80円00銭（普通配当30円00銭・特別配当50円00銭）とすることといたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,120,573	流 動 負 債	5,232,507
現金及び預金	5,565,349	支払手形及び買掛金	1,306,384
受取手形、売掛金 及び契約資産	4,325,365	設備関係支払手形	25,623
電子記録債権	1,064,532	電子記録債務	473,870
商品及び製品	2,845,553	短期借入金	950,000
仕掛品	972,739	1年内返済予定の 長期借入金	600,027
原材料及び貯蔵品	1,568,769	リース債務	184,418
その他	789,692	未払法人税等	300,864
貸倒引当金	△11,429	その他	1,391,318
固 定 資 産	6,600,059	固 定 負 債	2,895,270
有形固定資産	5,967,899	長期借入金	1,259,101
建物及び構築物	1,944,768	長期未払金	157,610
機械装置及び運搬具	1,842,939	リース債務	784,930
土地	587,692	繰延税金負債	443,133
建設仮勘定	409,104	退職給付に係る負債	237,788
使用権資産	817,733	その他	12,707
その他	365,660	負 債 合 計	8,127,778
無形固定資産	47,498	(純資産の部)	
ソフトウェア	46,092	株 主 資 本	13,880,972
その他	1,406	資 本 金	773,027
投資その他の資産	584,661	資本剰余金	653,495
投資有価証券	183,768	利益剰余金	12,456,007
繰延税金資産	66,079	自己株式	△1,558
その他	336,844	その他の包括利益累計額	1,711,881
貸倒引当金	△2,031	為替換算調整勘定	1,702,888
		退職給付に係る調整累計額	8,992
		純 資 産 合 計	15,592,854
資 産 合 計	23,720,632	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,720,632

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		21,072,202
売 上 原 価		13,151,225
売 上 総 利 益		7,920,977
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,673,299
営 業 利 益		3,247,678
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,518	
受 取 配 当 金	3,163	
為 替 差 益	216,979	
雑 収 入	79,930	317,591
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,546	
雑 損 失	29,847	85,393
経 常 利 益		3,479,875
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,479,875
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	798,872	
法 人 税 等 調 整 額	△18,120	780,751
当 期 純 利 益		2,699,123
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,699,123

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	773,027	653,495	9,870,583	△1,288	11,295,817
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△113,699		△113,699
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,699,123		2,699,123
自 己 株 式 の 取 得				△269	△269
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	2,585,424	△269	2,585,154
当 期 末 残 高	773,027	653,495	12,456,007	△1,558	13,880,972

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	468,036	△6,253	461,783	11,757,601
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△113,699
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				2,699,123
自 己 株 式 の 取 得				△269
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1,234,851	15,246	1,250,098	1,250,098
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,234,851	15,246	1,250,098	3,835,252
当 期 末 残 高	1,702,888	8,992	1,711,881	15,592,854

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,667,890	流動負債	3,901,071
現金及び預金	1,967,510	支払手形	8,192
受取手形	48,646	電子記録債務	473,870
電子記録債権	1,064,532	買掛金	894,324
売掛金	1,714,260	短期借入金	950,000
製品	639,479	1年内返済予定の	
仕掛品	167,479	長期借入金	600,027
原材料及び貯蔵品	262,358	リース債務	18,491
関係会社短期貸付金	705,577	未払金	170,952
未収入金	1,070,296	未払費用	521,985
その他	27,749	未払法人税等	114,164
		預り金	33,905
		設備関係支払手形	25,623
		その他	89,531
固定資産	5,343,891	固定負債	1,646,045
有形固定資産	1,800,322	長期借入金	1,259,101
建築物	435,329	長期未払金	157,610
構築物	11,401	リース債務	35,355
機械及び装置	627,634	退職給付引当金	182,178
車両運搬具	7,966	その他	11,800
工具、器具及び備品	109,469		
土地	504,510	負債合計	5,547,116
建設仮勘定	104,011		
		(純資産の部)	
無形固定資産	23,386	株主資本	7,464,665
ソフトウェア	22,076	資本金	773,027
その他	1,309	資本剰余金	677,027
		資本準備金	677,027
投資その他の資産	3,520,182	利益剰余金	6,016,169
関係会社株式	2,067,639	利益準備金	24,000
関係会社出資金	1,067,063	その他利益剰余金	5,992,169
関係会社長期貸付金	346,065	固定資産圧縮積立金	17,674
繰延税金資産	66,400	別途積立金	3,248,800
その他	5,246	繰越利益剰余金	2,725,694
貸倒引当金	△32,233	自己株式	△1,558
		純資産合計	7,464,665
資産合計	13,011,782	負債・純資産合計	13,011,782

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,332,340
売 上 原 価	5,469,589
売 上 総 利 益	2,862,751
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,454,207
営 業 利 益	408,544
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	14,744
受 取 配 当 金	1,726,664
受 取 手 数 料	27,902
為 替 差 益	275,707
雑 収 入	16,498
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,801
雑 損 失	1,125
経 常 利 益	2,458,134
税 引 前 当 期 純 利 益	2,458,134
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	177,776
法 人 税 等 調 整 額	△75,102
当 期 純 利 益	2,355,460

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	773,027	677,027	677,027	24,000	18,644	3,248,800	482,963	3,774,408	△1,288	5,223,174
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
固定資産圧縮積立金 の 取 崩					△970		970	—		—
剰余金の配当							△113,699	△113,699		△113,699
当 期 純 利 益							2,355,460	2,355,460		2,355,460
自己株式の取得									△269	△269
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△970	—	2,242,730	2,241,760	△269	2,241,491
当 期 末 残 高	773,027	677,027	677,027	24,000	17,674	3,248,800	2,725,694	6,016,169	△1,558	7,464,665

	純資産合計
当 期 首 残 高	5,223,174
事 業 年 度 中 の 変 動 額	
固定資産圧縮積立金 の 取 崩	—
剰余金の配当	△113,699
当 期 純 利 益	2,355,460
自己株式の取得	△269
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,241,491
当 期 末 残 高	7,464,665

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

SEMITEC株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤本 浩巳

公認会計士 山田 大介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SEMITEC株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEMITEC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

SEMITEC株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 浩巳
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SEMITEC株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

SEMITEC株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 福 英 晴 ㊞

監 査 等 委 員 中 野 眞 一 ㊞

監 査 等 委 員 佐 瀬 正 俊 ㊞

監 査 等 委 員 大 谷 浩 美 ㊞

(注) 監査等委員中野眞一氏、佐瀬正俊氏及び大谷浩美氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 <条文省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条～第42条 <条文省略></p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(新設)</p>	<p>現行どおり</p> <p>附 則</p> <p>現行どおり</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いしづかじろう 石塚二郎 (1951年5月14日)	1975年4月 沖電気工業株式会社入社 1979年4月 当社入社 1981年2月 当社専務取締役 1989年5月 当社代表取締役専務 1990年5月 当社代表取締役社長 2011年10月 当社代表取締役会長 2013年6月 当社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役会長（現任）	307,300株
2	いしづかだいすけ 石塚大助 (1977年1月24日)	2001年4月 株式会社サンコーシヤ入社 2005年2月 当社入社 2009年4月 当社生産統轄副本部長 2010年4月 当社素子事業本部長 2010年6月 当社取締役素子事業本部長 2012年4月 当社取締役技術本部長 2013年6月 当社取締役千葉工場長 2014年8月 当社取締役生産本部長 2016年4月 当社取締役車載事業本部長 2018年4月 当社取締役副社長 2019年4月 当社代表取締役社長（現任）	162,317株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	いし づか じゅん や 石 塚 淳 也 (1967年2月28日)	1993年4月 瀬戸電子株式会社入社 2004年4月 当社入社 2009年6月 当社取締役 2010年10月 当社取締役生産本部長 2013年6月 当社取締役経営企画本部長 2014年8月 当社取締役管理本部長 兼 営業本部長 2015年4月 当社取締役経営企画本部長 兼 営業本部長 2015年6月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社取締役品質保証本部管掌 兼 アジア生産体制強化責任者 2021年4月 当社常務取締役生産領域責任 者 兼 生産技術本部管掌 兼 品質保証本部管掌 2022年4月 当社常務取締役生産技術本部 担当 兼 品質保証本部担当 (現任)	22,067株
4	しん ざん すうん 申 莊 淳 (1954年4月1日)	1986年5月 株式会社シンドリコー入社 1993年9月 株式会社UNIDUS社長 2009年6月 当社取締役 2010年10月 当社取締役営業本部長 2011年6月 当社代表取締役副社長 2011年10月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社取締役東アジア事業本部 長 2014年4月 当社取締役韓国事業本部長 2018年4月 当社取締役韓国事業本部担当 2019年4月 当社取締役韓国事業本部管掌 2022年4月 当社取締役韓国事業本部担当 (現任)	15,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	たか はし かつ し 高橋克司 (1961年12月23日)	1984年4月 加賀電子株式会社入社 2004年2月 当社入社 2004年4月 当社社長室長 2008年6月 当社取締役社長室長 2012年11月 当社取締役中国事業本部長 2013年6月 当社取締役華南事業本部長 2014年4月 当社取締役南アジア事業本部長 2022年4月 当社取締役インド市場推進本部長 兼 中国事業本部長 (現任)	13,699株
6	り 李 う 旭 (1970年9月9日)	1998年4月 株式会社UNIDUS入社 2000年11月 SEMITEC KOREA CO., LTD入社 2005年5月 世美特電子(威海)有限公司 総経理 2009年9月 泰州石塚感応電子有限公司 副総経理 2011年4月 石塚国際貿易(上海)有限 公司総経理 2014年4月 当社取締役中国事業本部長 2022年4月 当社取締役欧米営業本部長 (現任)	2,069株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	じゅうもんじ ゆうじ 十文字 裕 司 (1964年8月7日)	1989年11月 株式会社大泉製作所入社 2008年10月 株式会社大泉製作所 自動車事業一部事業部長 2011年5月 武漢華工新高理電子有限公司 入社副総経理 2014年9月 当社入社 2018年4月 当社技術本部長 2018年6月 当社取締役技術本部長 兼 開発本部担当 2019年4月 当社取締役技術本部長 兼 開発本部管掌 2021年4月 当社取締役ワールドテクノ ロジーセンター長 (現任)	518株
8	やなぎ だ たけ みつ 柳 田 健 充 (1968年6月27日)	1987年4月 当社入社 2005年4月 当社生産本部部長 2007年8月 当社生産統轄本部工場長 2010年10月 SEMITEC ELECTRONICS PHILIPPINES INC. 社長 2013年4月 江蘇興順電子有限公司総経理 2015年4月 当社品質保証本部長 2018年4月 当社生産本部長 2018年6月 当社取締役生産本部長 2019年4月 当社取締役生産本部長 兼 生産技術本部管掌 2021年4月 当社取締役営業統括本部長 (現任)	9,918株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
※ 9	えの もと ひろ き 榎 本 博 基 (1972年4月5日)	1995年3月 当社入社 2012年7月 当社経営企画本部 経営企画部長 2012年11月 当社技術本部 開発推進部長 2015年4月 当社技術本部 応用開発部長 2018年4月 当社営業統括本部長 2021年4月 当社生体センシング事業化 推進本部長 (現任)	3,182株
※ 10	こ じま かず ひろ 小 島 一 浩 (1972年6月20日)	1996年4月 株式会社 第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行 2001年2月 東京三菱証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社) 入社 2012年1月 当社入社 管理本部 経営企画部長 2012年11月 当社管理本部 管理部長 2017年7月 当社経営企画室長 2018年4月 SEMITEC ELECTRONICS PHILIPPINES INC. 社長 2022年4月 当社管理本部長 (現任)	1,704株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2022年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役福 英晴氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
とよ い よし つぐ 豊 井 義 次 (1958年10月15日)	1983年4月 加賀電子株式会社入社 2008年5月 当社入社 2008年8月 当社経理部長 2010年6月 当社取締役管理本部長 2012年11月 当社取締役欧米営業本部長 2015年6月 当社取締役欧米営業本部長 兼 管理本部長 2017年10月 当社取締役欧米営業本部長 兼 管理本部管掌 2019年4月 当社取締役欧米営業本部長 兼 営業統括本部管掌 兼 管理本部管掌 2021年4月 当社取締役欧米営業本部長 兼 管理本部管掌 2022年4月 当社取締役 管理本部担当役員(現任)	1,047株

【選任理由】

豊井義次氏は管理部門及び営業部門における豊富な経験と知識を有しており、また当社取締役として経営においても大きく貢献してきました。このことから事業及び経営全般の監視と有効な助言が期待できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2022年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 第2・3号議案が承認された後の経営体制（予定）

候補者 番号	氏 名	当社における 地位および担当	新任 再任	社外 役員	独立 役員	各取締役の経験・専門性						
						経	国	マ	製	技	財	法
1	石塚 二郎	代表取締役 会長	再任			●	●	●		●		
2	石塚 大助	代表取締役 社長	再任			●	●	●	●			
3	石塚 淳也	常務取締役	再任			●	●		●	●		
4	申 莊淳	取締役	再任			●	●	●	●			
5	高橋 克司	取締役	再任			●	●	●			●	
6	李 旭	取締役	再任			●	●	●	●			
7	十文字 裕司	取締役	再任			●	●		●	●		
8	柳田 健充	取締役	再任			●	●	●	●			
9	榎本 博基	取締役	新任			●	●	●		●		
10	小島 一浩	取締役	新任			●	●				●	●
—	豊井 義次	取締役 監査等委員	新任			●	●	●				●
—	中野 眞一	取締役 監査等委員	—	★	★	●					●	
—	佐瀬 正俊	取締役 監査等委員	—	★	★	●						●
—	大谷 浩美	取締役 監査等委員	—	★	★	●		●				
経	企業経営	国	グローバル・多様性	マ	マーケティング・営業							
製	製造	技	技術・研究開発	財	財務・会計・税務							
法	法務・コンプライアンス											

第4号議案 退任監査等委員である取締役に対する特別功労金贈呈の件

監査等委員である取締役 福 英晴氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。在任中の功労に報いるため、25,000千円の特別功労金を贈呈いたしたく存じます。なお、贈呈の時期、方法等は、取締役の在任期間分は取締役会の決定、監査等委員である取締役の在任期間分は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、監査等委員において検討がなされましたが、指摘すべき点は無いの意見でございました。また、役員報酬委員会の審議を経ており、相当であると判断しております。

退任する監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
ふく ひではる 福 英晴 (1955年1月17日)	2004年6月 当社取締役 2018年6月 当社取締役 [常勤監査等委員] (現任)

以上

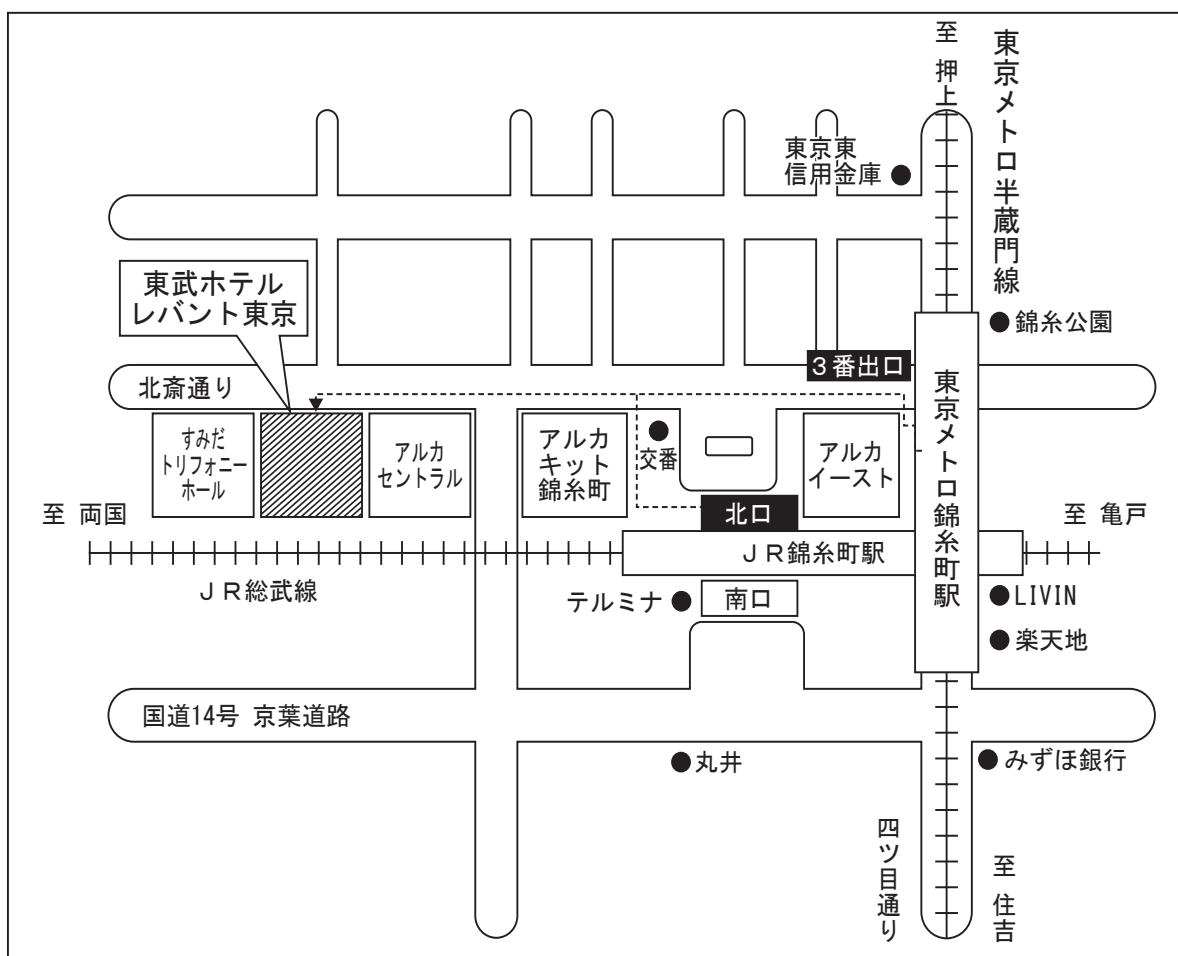
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦3」

電 話 03 (5611) 5511



最寄駅

JR総武線 錦糸町駅北口ロータリーを出て北斎通りを両国方面へ徒歩3分。
東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅3番出口より北斎通りを両国方面へ徒歩3分。